

技能実習生に対するその行為は 人身取引です



人身取引※は、重大な人権侵害であり、犯罪です

技能実習生に対する「強制労働」や「中間搾取」などは、人身取引に該当する可能性があります。絶対にやめましょう。

※ 労働搾取目的の人身取引に該当する事案とは、
①法人または個人が財産上の利益を得る目的で、
②暴力の行使、脅迫、監禁、詐欺、権力の濫用またはぜい弱な立場に乗ずるなどの手段を用いて、
③加害者の影響下から離脱することを困難な状態に置いた上で、労働者の意思に反して働かせる
の3つの要件を満たすものです。

強制労働



労働者の意思に
反して働かせる
行為

中間搾取



第三者が労働者の賃金の
一部を不当に得る（いわ
ゆる「ピンハネ」）行為



以下の行為も「人身取引」となる可能性があります

以下の手段で、技能実習生を従わざるを得ない状況にして、労働基準関係法令に違反して働かせる行為も人身取引に該当する可能性があります。

暴力、脅迫、監禁 その他の強制力



暴力、脅迫、監禁の
ほか、怒鳴る、殴り
かかろうとする など

以下のような行為で技能実習生に恐怖を与え、働かせると、この手段に該当する可能性があります。

- ・頭を小突いたり肩を叩く
- ・住居から無断で外出を禁じ、勝手に外出すると罰金を取ると脅す
- ・語尾に「アホ」などの言葉を付けて強い口調で注意する など

権力の濫用または ぜい弱な立場に乗ずる



職場内の上下関係
を利用して、
相手の弱い立場に
つけ込む など

解雇されたら行くところがないといった技能実習生の弱い立場につけ込み、「解雇する」「帰国させる」などと言って働かせることも、この手段に該当する可能性があります。